



5 復職奨励金

支給要件

- 過去に介護事業所等で介護職員等としての勤務経験が1年以上あり、離職後1年以上が経過している
- 令和7年4月1日以降に舞鶴市内の介護事業所等に介護職員等として常勤で再就職する(した)
- 就職した事業所において2年以上継続して勤務する意思がある
- 過去にこのプロジェクトの奨励金を受給していない

対象事業所

☆高齢者福祉事業所：訪問介護、通所介護（デイサービス）、介護老人福祉施設（特養）、老健、グループホームなど

☆障害者福祉事業所：居宅介護、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援など

対象職種

☆高齢者福祉事業所：介護職員、介護支援専門員、介護従業者、計画作成担当者、訪問介護員、サービス提供責任者

☆障害者福祉事業所：従業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、計画相談）、生活支援員、地域生活支援員、地域移行支援員、サービス管理責任者

支給金額

10万円

申請方法

就職後3ヶ月以内に必要書類を舞鶴市役所へ提出
 (令和7年度中に就職した人については、就職後3ヶ月を過ぎても令和7年度内であれば申請可能)

常勤職員が対象になるのね!

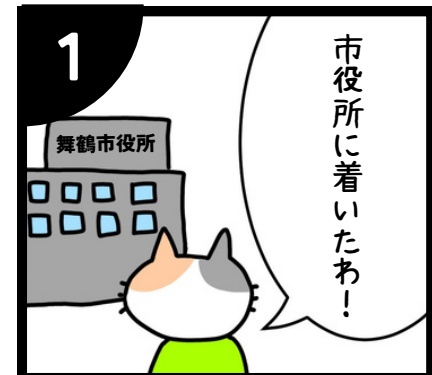
詳細はホームページに掲載の要綱を確認してください

ホームページはこちらから→

まいづる福祉人材未来プロジェクト

～福祉界隈で咲き誇れ!!～

第2話 復職奨励金



お問い合わせ

舞鶴市役所
高齢者支援課
 ☎ 0773-66-1013
障害福祉・国民年金課
 ☎ 0773-66-1033

◎詳しくはホームページをご覧ください

◎マンガのつづきはSNSで配信していきます

Instagram

Facebook